

公 告

令和5年度菊池川河川事務所管内における災害時等応急対策に関する基本協定 (土木部門)の締結

次のとおり公告します。

令和5年2月2日

国土交通省九州地方整備局
菊池川河川事務所長 小田 禎彦

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、菊池川河川事務所の直轄管理区間において、風水害や地震等による堤防決壊等の大規模な災害が発生若しくは予測された場合、河川・ダムの巡視や点検又は応急対策工事並びに排水ポンプ車の出動等を想定し、あらかじめ災害時協力会社（以下「協力会社」という。）と協定を締結することで、被害施設の早期発見、応急対策及び災害の拡大防止に資することを目的としている。

(2) 基本協定区間

基本協定締結区間は表-1のとおりであり、12区間それぞれに各々の協力会社と基本協定を締結するものとする。

なお、被害施設等の早期復旧を目的とした照明車等の災害対策用機械機器、及び排水ポンプ車の運用については、管内の全区間を基本とする。

また、「九州地方整備局防災業務計画書」に基づき災害対策本部長又は災害支援本部長（九州地方整備局長）等から応援依頼があった場合は、当事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体等）において発生した災害等の応急対策を要請する場合がある。

(表-1) 基本協定締結区間 (案)

R 05 基本協定締結区間					
班名	基本協定締結区間			距離 (Km)	担当出張所
1	菊池川	右岸	0K/000 ~ 10K/650	10.65	玉名出張所
	繁根木川	左右岸	0K/000 ~ 3K/000	6.00	
2	菊池川	右岸	10K/650 ~ 23K/900	13.30	
3	菊池川	左岸	0K/000 ~ 12K/700	12.70	
	木葉川	左右岸	0K/000 ~ 1K/800	3.60	
4	菊池川	左岸	12K/700 ~ 26K/500	13.80	
5	菊池川	右岸	23K/900 ~ 27K/200	3.30	山鹿出張所
	菊池川	左岸	26k/500 ~ 36k/000	9.50	
6	菊池川	右岸	27K/200 ~ 30K/800	3.60	
	岩野川	左右岸	0K/000 ~ 4K/900	9.00	
7	菊池川	右岸	30K/800 ~ 39K/600	8.80	
	菊池川	左岸	36k/000 ~ 38k/000	2.00	
8	合志川	左右岸	0K/000 ~ 10K/400	20.80	
9	迫間川	左右岸	0K/000 ~ 4K/400	8.80	
	上内田川	左右岸	0K/000 ~ 2K/200	4.60	
10	菊池川	右岸	39K/750 ~ 49K/800	10.05	
	菊池川	左岸	38K/000 ~ 49K/800	11.80	
11	迫間川	左右岸	4K/400 ~ 9K/300	9.80	
12	竜門ダム湖左右岸				竜門ダム管理支所

(3) 協定期間 令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日

(4) 協力会社の選定については、災害時等における応急対策工事を実施する際の工事実施体制、保有技術者、工事の施工実績等に関する技術資料及び資機材保有状況、安全管理等を総合的に評価して協力会社を選定する。

なお、基本協定締結区間については、応募状況をふまえ申請時の希望区間を尊重するものとするが、別途協議・調整することもある。

(5) 本協定締結後の工事の請負契約

1) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度の一般土木工事に係る(C～D)等級の一般競争参加資格の認定を受けている又は申請中であること。

九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度の一般土木工事に係る(C～D)等級の一般競争参加資格の認定を令和5年4月1日時点において受けていること。

なお、認定されていない者は、当該協定を無効とする。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 建設業法に基づく本店が、熊本県の玉名市、山鹿市、菊池市、和水町、熊本市北区植木町に所在すること。

なお、本店の所在地と基本協定締結区間の関係については、以下の表-2のとおりとする。

(表-2)

出張所・支所管内	対象区間名	協力会社数	本店の所在地
玉名出張所	1班～4班	4社程度	玉名市、山鹿市、菊池市、和水町、 熊本市北区植木町
山鹿出張所	5班～11班	7社程度	
竜門ダム管理支所	12班	1社程度	
計		12社程度	

(5) 経常建設共同企業体にあつては、九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度の一般土木工事に係る(C～D)等級の一般競争参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度の一般土木工事に係る(C～D)等級の一般競争参加資格の認定を令和5年4月1日時点において受けていること及び令和6年3月31日まで経常建設共同企業体の解散をしないこと。

また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。

(6) 申請書及び技術資料の提出期限の日から協定締結の日までの期間において、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止(及び建設コンサルタント業務等に関し指名停止)を受けていないこと。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒861-0501 熊本県山鹿市山鹿178 (電話 0968-44-2171)

国土交通省九州地方整備局 菊池川河川事務所

担当 : 工務課長 (内線311)

工務係長 (内線312)

qsr-kikuc_koumu02@mlit.go.jp

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 : 令和5年2月2日(木)から令和5年2月22日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ② 交付場所 : 〒861-0501 熊本県山鹿市山鹿178
国土交通省九州地方整備局 菊池川河川事務所 2階 工務課
- ③ 交付方法 : 手渡しにより、電子媒体(CD)で交付する。

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間 : 令和5年2月2日(木)から令和5年2月22日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ② 提出場所 : 上記3.(1)に同じ。
- ③ 提出方法 : メール又は郵送(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。)により提出する。

4 その他

- (1) 技術資料の作成要領、協力会社の評価及び選定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。
- (2) 本協定締結後は当事務所が発注する工事において、総合評価入札制度における評価項目とする場合がある。